

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

6 豊生第175号  
令和6年9月2日

株式会社恵那興業  
代表取締役 平栗 秀信 殿

豊根村長 伊藤 浩 亘

令和6年7月31日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業の許可更新については、下記のとおり許可します。

### 記

|                  |   |
|------------------|---|
| 許可を受けた者の住所、氏名等   | 長野県下伊那郡阿智村伍和 3954 番地<br>株式会社 恵那興業 代表取締役 平栗 秀信   |
| 事業所の所在地          | 長野県下伊那郡阿智村伍和 3954 番地  |
| 事業の種類            | 収集及び運搬  |
| 収集又は運搬する一般廃棄物の種類 | 粗大ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、事業系一般廃棄物   |
| 許可期間             | 令和6年 8月 1日から令和8年 7月 31日まで   |
| 許可条件             |   |
| 備考               | <p>この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に豊根村長に対して審査請求することができます。</p> <p>また、この処分の取り消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6箇月以内（通知を受けた日の翌日から起算します）に、豊根村を被告として（訴訟において豊根村を代表するものは豊根村長となります）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送付を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。</p> |